

令和7年度 山武市採用予定人数・受験資格等

募集職種	受験資格	試験内容	採用予定人数
一般行政職上級	平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 平成16年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和8年3月までに卒業見込みの方を含む。）	択一式一般教養 適性検査	14名
一般行政職初級	平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。	択一式一般教養 適性検査	3名
保育教諭	昭和55年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、保育士資格および幼稚園教諭免許を有する方または令和7年度に実施される試験で保育士資格および幼稚園教諭免許を取得見込みの方	択一式一般教養 択一式専門 適性検査	6名
保健師	昭和50年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方または令和7年度に実施される試験で保健師の資格取得見込みの方	択一式一般教養 択一式専門 適性検査	2名
社会福祉士（一般行政職上級）	昭和50年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方または令和7年度に実施される試験で社会福祉士の資格取得見込みの方	択一式一般教養 択一式専門 適性検査	若干名
土木初級	平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。	択一式一般教養 択一式専門 適性検査	若干名
土木上級	平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 平成16年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和8年3月までに卒業見込みの方を含む。）	択一式一般教養 択一式専門 適性検査	若干名
土木上級（経験者）※1	昭和60年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、直近5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）のうち3年間以上の期間「土木に係る民間企業等での職務経験」を有する方	択一式一般教養 適性検査	
建築上級（有資格者かつ経験者）※2	昭和60年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、「1級もしくは2級建築士」または「1級もしくは2級建築施工管理技士」の資格を有し、かつ直近5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）のうち3年間以上の期間「建築に係る民間企業等での職務経験」を有する方	択一式一般教養 適性検査	若干名
電気上級	平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 平成16年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和8年3月までに卒業見込みの方を含む。）	択一式一般教養 択一式専門 適性検査	若干名
電気上級（経験者）※3	昭和60年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、直近5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）のうち3年間以上の期間「電気設備に係る民間企業等での職務経験」を有する方	択一式一般教養 適性検査	

※1 山武市土木上級（経験者）の詳細については、次のとおりです。

- ① 「土木に係る民間企業等での職務経験」として認める要件は、民間企業、自営業、公務員等における土木工事等の専門職としての従事経験（施工計画、工事監理、施工管理、測量等）がある方です。
- ② 職務経験期間は、正社員、正規職員およびフルタイム会計年度任用職員であった期間に限ります。なお、派遣社員、臨時・非常勤の社員・職員、アルバイトおよびパートタイム会計年度任用職員の期間は含めません。
- ③ 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- ④ 休職、休業期間は、職務経験期間から除くものとします。

※2 山武市建築上級（有資格者かつ経験者）の、経験者に係る受験資格の詳細については、次のとおりです。

- ① 「建築に係る民間企業等での職務経験」として認める要件は、民間企業、自営業、公務員等における建築工事等の専門職としての従事経験（建築設計、工事監理、施工管理等）がある方です。
- ② 職務経験期間は、正社員、正規職員およびフルタイム会計年度任用職員であった期間に限ります。なお、派遣社員、臨時・非常勤の社員・職員、アルバイトおよびパートタイム会計年度任用職員の期間は含めません。
- ③ 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- ④ 休職、休業期間は、職務経験期間から除くものとします。

※3 山武市電気上級（経験者）の受験資格の詳細については、次のとおりです。

- ① 「電気設備に係る民間企業等での職務経験」として認める要件は、民間企業、自営業、公務員等における電気設備工事等の専門職としての従事経験（計画・設計、施工監理等）がある方です。
- ② 職務経験期間は、正社員、正規職員およびフルタイム会計年度任用職員であった期間に限ります。なお、派遣社員、臨時・非常勤の社員・職員、アルバイトおよびパートタイム会計年度任用職員の期間は含めません。
- ③ 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- ④ 休職、休業期間は、職務経験期間から除くものとします。